

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

支店の開設と申告書の提出先

Q : 当社は大阪に本店のある会社ですが、この度、東京に支店を開設することになりました。

ところで、法人税等の申告書はどこに提出することになるのでしょうか。

A : 法人税は本店所在地の所轄税務署へ、都道府県民税及び事業税は本店及び支店の所在地の都道府県へ、市町村民税は本店及び支店の所在地の市町村へ提出することになります。

【解説】

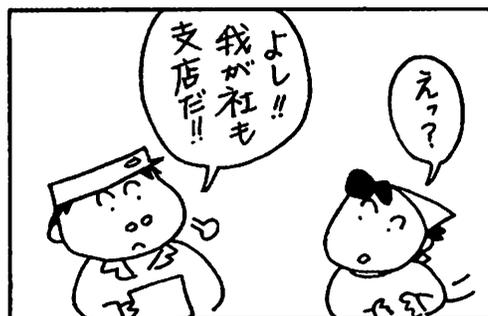
法人税は、本店と支店の利益を合計し、これを基にして算出した法人税を、本店所在地の所轄税務署へ申告します。

事業税は、全体の利益を、決算日における各都道府県別の従業者の人数によって分割し、分割後の利益を基にして各都道府県別に事業税を算出し、各都道府県に申告します。

都道府県民税は、法人税額を事業税の場合と同じく、従業者の人数によって各都道府県に分割し、分割後の法人税額を基にして各都道府県別に都道府県民税を算出し、各都道府県に申告します。

市町村民税は、法人税額を、決算日における各市町村別の従業者の人数によって分割し、分割後の法人税額を基にして各市町村別に市町村民税を計算し、各市町村へ申告します。

なお、都道府県民税と市町村民税については、各都道府県、各市町村ごとに均等割額が加算されます。



KIMIYO-I